



1 開会

2 議事

議題1：第3期大東市環境基本計画の策定について

<意見等>

事務局	前回審議会以降に実施した、庁内会議やパブリックコメント結果について報告
事務局	【資料1-1】及び【資料1-2】について、前回審議会以降の変更点等について説明
委員	本編45ページの「具体的な取組」の「脱炭素経営への移行促進」の2つ目の項目について、「再エネオークションなどの再エネ導入の他」とあるが、オークションそのものは再エネ導入ではないので、「再エネオークション等による再エネ導入の他」と表現したほうがいいのではないか。
事務局	そのように修正する。
委員	パブリックコメントが0件であったことは残念ではあるが、庁内会議での意見集約や、前回審議会での意見がよく反映されていると思う。 ただ今の意見1点をふまえ、資料のとおり進めていくということによるしいか。
各委員	異議なし。
委員	それでは、諮問に対する答申案を事務局より説明願う。
事務局	答申案を読み上げ
委員	答申案についての意見はないか。
各委員	意見なし。
委員	意見が無いようであるので、この答申案に基づいて、審議会として市長に答申する。  なお、参考資料の子ども版環境基本計画については、各委員で内容を確認いただき、意見があれば事務局に伝えていただきたい。 今は中学生でも、10年後には社会人として活躍しているというので、そういった人へのエールである。

議題 2 : 第 6 期大東市一般廃棄物処理基本計画の策定について

<意見等>

事務局	<p>【資料 2-1】及び【資料 2-2】について、前回審議会での意見を踏まえて修正したこと、また、前回審議会以降に実施したパブリックコメント結果について報告</p> <p>(パブリックコメント実施結果について)</p> <p>パブリックコメント実施の結果、1 件の意見提出があったので紹介させていただきます。</p> <p>家庭や企業から排出される生ごみ等について、行政で集約、たい肥化し、それを農地や学校等で活用できれば、ごみの焼却経費を削減できる。また、そのたい肥をブランド化して大東市の PR に活用してはどうかというものであった。</p> <p>他自治体での事例もあるが、大東市よりも小規模な自治体であるので一概に比較することは難しいところがある。大東市としては、生ごみ処理機の設置補助や、ダンボールコンポストの推進、オリジナルフードドライブの活用に取り組んでいるところである。都市部において、生ごみを 1 か所に集約し、たい肥化することは、土地や環境整備といったハード面の準備が必要であるので、費用対効果等を鑑みながら、研究検討をしていきたい。</p>
委員	そのパブリックコメントに回答はしたのか。
事務局	現時点では回答できていないが、近日中に回答をホームページで公表する。
委員	<p>意欲的な意見をいただいたので、丁寧に回答すると、市民の目が育つのではないか。</p> <p>たい肥という点では、都市部ではたい肥の需要が少ないのではないかという問題点もある。スウェーデンでは、生ごみからバイオガスを取り出して、コミュニティバスの燃料にしている事例がある。他にも、カナデビア株式会社が、万博の日本パビリオンで生ごみから電気や熱の供給を行っていた。</p> <p>大東市が取り組むと、廃棄物が減るし、ブランド化もできるので、「大東市も積極的に取り組む。」という回答であるといいかと思う。</p>
委員	<p>計画としてはこの内容で十分かと思う。</p> <p>31 ページの図 2-19 のペットボトルのリサイクル率について、平成 28 年度と 29 年度が高く、それ以降の年では低くなっている。その後、令和 6 年度で再度高くなっている。事務局から説明を聞いたところ、大東市は東大阪市と共同でごみ処理をしているが、ごみ処理場における委託業者の変更に伴う集計方法の変更や、PET to PET の導入によ</p>

	<p>るものとのことである。</p> <p>37ページの図2-21の全国のごみ処理事業経費について、大東市は全国よりもかなり安くなっているが、令和4年度から令和5年度にかけて経費が上がった原因は何か。</p>
事務局	<p>焼却場の設備老朽化等に伴う更新費用等が考えられる。</p>
委員	<p>焼却場の建て替え計画等で負担金が上がったものの、全国平均ではまだ低い水準である。</p> <p>近畿地域にはフェニックスという埋め立て処理場があり、焼却灰は最終的にここに持ち込んでいる。受け入れ先が確立しており、金額的にかなり安く受け入れてもらえているので、大東市を含む近畿地域は全国と比べて低い水準になっている。</p>
委員	<p>ごみ排出量は最終処分量の増減に直結するので、これから考えていくべき事項である。</p> <p>フェニックスの受け入れ可能量は無尽蔵ではなく、今は神戸沖にある最終の処理場まで埋立てが進んでいる。ごみの処理場が少なくなってきた際に、海面を使うことのできる区域を処理場として使えるよう申請し、承諾を得られたので延命したが、それでも無尽蔵ではないので、最終処分量を少しでも減らしていくことが重要である。</p> <p>31ページのPET to PETについても、慢心してはいけないと思う。リサイクルにも、エネルギーや追加的資源は必要になる。PET to PETを免罪符とするのではなく、リデュースの考え方に照らし合わせ、リサイクル率が上がったとしても、慢心してはいけない。</p>
委員	<p>42ページの食品ロスの削減について、ごみの収集日に、収集作業員から聞いた話を報告したい。</p> <p>食品の賞味期限と消費期限をはき違えているのか、消費期限前の食品が廃棄されていることが多いそうである。賞味期限は美味しく食べられる期限で、期限が過ぎたから食べられなくなるというものではない。対して、消費期限は期限を過ぎたら食べないほうがいいというものである。このはき違いのせいで、ごみが増えていると聞いた。</p> <p>広報紙等でこのことを周知できないか。</p>
委員	<p>賞味期限と消費期限を誤って認識している人が多いとは聞く。過去に実施した大東市でのごみ調査結果でも手つかずの食品が多くあり、何割かは消費期限前のものであった。購入時点で消費できるかどうかを考えることも大切である。市民への周知もお願いしたい。</p> <p>他に意見はないか。</p>
各委員	<p>意見なし。</p>
委員	<p>意見がないようであるので、諮問に対する答申案を事務局より説明願う。</p>

事務局	答申案を読み上げ
委員	答申案についての意見はないか。
各委員	意見なし。
委員	意見が無いようであるので、この案で進めたい。

### 3 その他報告

#### <意見等>

事務局	<p>その他案件として2点報告したい。</p> <p>1点目は持ち去り禁止条例の制定について。</p> <p>昨今、全国的にアルミ缶や粗大ごみの持ち去りが社会問題化している。大阪府内でも約半数の自治体が持ち去り禁止条例を制定しており、さらに増えつつある。大東市でも市民から持ち去りについての相談が多くなってきている。そもそも市の財源となっているものを持ち去ることに対する意見や、騒音、マナー等についての意見をいただいている。</p> <p>今回、条例で禁止行為であると明確にしたい。他市でも罰則規定を設けているところが大半であるので、本市でも罰則規定を設ける予定である。しかしながら、罰則適応事例は少ないとは聞いている。言語の問題や毎回来る人が違うことによる周知の難しさや、行為者を追跡することで別の危険が生じる事もある。実際には罰則適用は難しいが、条例を前提として警察との連携協力などの対策を講じていきたい。</p> <p>条例制定に合わせて、周知看板の作成や配布等も検討している。今後のスケジュールとして、罰則を設ける場合については検察協議が必要になるので、大阪地検に協議の申し入れをする他に、パブリックコメントや議会への提案、周知期間を経ての施行とする。</p> <p>2点目に事業系ごみの収集手数料の改定について。家庭系ごみの収集手数料は無料であるが、事業系ごみは収集手数料を徴収している。この金額改定を検討している。</p> <p>本市では平成17年以来の改訂で、この20年間の人件費や物価高等を反映した金額としたい。他市では許可制を敷いているところが多いので、単純に他市との金額比較は難しいが、改定後の金額については、他市と同程度かやや低い水準を予定している。</p> <p>平成17年以来の改訂なので、一定の金額上り幅を想定している。企業の経営に対する影響を考慮し、本年3月議会への上程の後、1年程度の周知期間を設ける予定である。</p>
委員	<p>他市事例で、タバコのポイ捨てに罰則を設けているところがあるが、そういったところは警察OBに協力依頼をしているところもあるようである。</p>

### 4 閉会

以上